

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱

4産労農振第1475号

令和4年10月14日

第1 通則

ウクライナ危機などの海外情勢の変化により、飼料価格はこれまでに例のないほど高騰し、配合飼料は過去最高価格を更新し続けている。飼料の価格以外にも資材費、燃料費など、種々の生産コストが高騰している。しかしながら畜産業は、飼育している家畜が資産であり生産基盤であることから飼料価格が高騰したとしても、その給与量を減じたり、やめたりすることができないなど、他業界に比してコスト増に対する弾力的な対応が難しい。

一方で都内の畜産農家の多くはコストの増大に応じた適切な売価への反映を行えていない状態であることから、経営継続の危機的状況である。このため都は、生産コストの増大による影響を緩和し畜産経営の存続を下支えする目的で、都内畜産農家に対し、その飼養する家畜の飼養頭羽数あたり定額を交付する畜産経営緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、交付事業を行う事業実施主体に対して補助金を交付する。補助金の交付に関しては、東京都補助金交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

第2 事業の目的

世界的な飼料等原材料価格の高騰により負担の増えている都内畜産農家に対し、その飼養する家畜の飼養頭羽数あたり定額を交付することで、畜産経営の存続を下支えする。

第3 事業の内容・交付対象等

- 1 交付対象とする事業の内容、実施方法、事業実施主体、交付額及び補助率並びに採択基準については、別表に定める。
- 2 支援金及び補助金の交付を受けようとする者が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく支援金及び補助金の交付の対象としない。また、申請者が法人その他の団体にあつては、その代表者、役員、使用人、従業員、構成員等に暴力団員等又は暴力団に該当する者がある場合についても、この要綱に基づく支援金及び補助金の交付の対象としない。

第4 申請の手続

- 1 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施及び補助金の交付を受けるに当たり、補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出し、知事の承認を受けるものとする。
- 2 申請者は、第1項の規定による申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額とし

て控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 申請者が第 1 項の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第 1 号の別紙 2）を提出しなければならない。

第 5 補助金交付の決定

1 知事は、第 4 第 1 項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により事業実施主体に通知する。

2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

3 補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「事業実施主体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 1 4 日以内に申請の撤回をすることができる。

4 事業実施主体は、すべての項目を満たす支援金交付申請書兼要件確認書（別記様式第 3 号）、支援金交付依頼書（別記様式第 4 号）及び誓約書（別記様式第 4 号の別紙）が提出され、その内容が確認できた畜産経営者に対し、審査を行い支援金の交付を決定し支出する。

第 6 事情変更による決定の取消し等

1 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

第 7 承認事項

1 事業実施主体が、次のいずれかに該当する場合又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する事業費の変更（事業費の 20%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業の内容の変更をするとき。

(3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。

2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第 8 事故報告等

事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困

難になった場合は、速やかに事故報告書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

第 9 事業の遂行命令

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第 10 実績報告

- 1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。第 7 の規定による補助事業の廃止につき知事の承認を得た場合も同様とする。
- 2 前項の実績報告書には、交付要綱別記様式第 7 号の別紙を添付するものとする。
- 3 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、各実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第 11 補助金の額の確定

知事は、第 10 の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

第 12 是正のための措置

- 1 第 11 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 第 10 の規定は、前項の命令により事業実施主体が必要な処置をした場合について準用する。

第 13 補助金の請求

- 1 事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、補助金請求書（別記様式第 9 号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第14 補助金の概算払

- 1 知事は、補助事業の遂行に当たって必要があると認めるときは、第13の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、概算払を受けた場合にあっては第13の額の確定後、補助金概算払精算書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

第15 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合には、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業実施主体（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - (4) その他交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第11の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

第16 補助金の返還

- 1 知事は、第6又は第15の規定により交付の決定を取り消した場合においては、事業実施主体に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第11の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体は、第16の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

第18 他の補助金の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は補助事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第19 帳簿の整理保存

事業実施主体は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

事業種目	事業の内容	実施方法	事業実施主体	交付額及び補助率	採択基準
事業項目					
飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業					
①飼養頭羽数定額補助	家畜伝染病予防法に基づく令和4年2月1日現在の飼養頭羽数の報告（以下「定期の報告」という。）を行った畜産経営に対し、その報告した飼養頭数あたり定額を交付する。	畜産経営者が提出した口座情報に基づき事業実施主体が口座情報払にて交付を実施する。	農業者団体等	牛1頭あたり50,400円 豚1頭あたり27,200円 鶏1羽あたり320円	ア 定期の報告により、牛1頭以上、豚5頭以上、鶏100羽以上を報告した畜産経営であること。（ただし、食用に供することを目的とする家畜に限る。）これらの複合的な経営の場合は基準を超えた畜種それぞれを対象とする。 イ 定期の報告の個人情報支援金交付のために流用することを認めること。 ウ 申請時に定期の報告で報告した経営部門を継続して経営していること（頭数の増減は問わない）。 エ 以下の①～③のいずれかを満たすこと。 ①年間の売上又は営業利益が前年と比較して90%を下回っていること ②売上又は営業利益が前年同月と比較して50%以上減少していること ③直近月の飼育に要する経費が前年の飼育に要する経費の平均額から15%以上増加していること オ 別表2に定める経営安定策に年度内に新たに1つ以上取り組むこと。
②事務費補助	事業実施のための事務処理に要する経費を補助する。		農業者団体等	10/10以内	

別表 2

畜種	項目	内容	事例・備考等
共通	①経営改善に資する取組	経営状態を分析することで経営改善を図る。	経営コンサルタントとの契約、経理関係ソフトウェアの購入、関連講演会等の受講、出荷記録・作業日誌の電子化、GAP、HACCP等
	②飼料効率改善に資する取組	飼料効率を改善することで、飼料ロスを削減し、飼料コストの低減を図る。	コンサルタントとの契約、飼料計算ソフトウェアの購入、関連講演会等の受講、飼料調整機器・飼料給餌装置・飼槽等の導入・改善、飼料計算の実施、自給飼料の成分分析等
	③家畜疾病対策に資する取組	家畜疾病を低減することで、家畜の生産性を向上させ、経営改善を図る。	管理獣医師等との契約、ペストコントロールの見直し・実施、野生動物等侵入防止対策、ワクチネーションプログラムの改善、特定疾病ワクチンの接種、関連講演会等の受講、代謝プロファイルテスト・抗体検査の実施等
	④家畜飼養環境改善に資する取組	家畜の飼養環境を改善することで、家畜の生産性を向上させ、経営改善を図る。	畜舎の遮熱対策、保温対策、換気促進対策等の畜舎及び家畜の環境改善策、関連講演会等の受講等
	⑤販売促進に資する取組	自己もしくは加入する組合等の販売する畜産物の販売を促進することで、有利販売を実現し経営の改善を図る。	コンサルタントとの契約、販促用商材・パンフレットなどの作成、ホームページの作成・改善、直売所・畜舎等の美化活動、教育ファームの受け入れ、堆肥の袋詰め・ペレット化等
	⑥家畜の更新促進に係る取組	自己飼育の低能力や生産の後期にある家畜の廃用とそれに伴う更新により、飼料給与量を低減しつつ、生産基盤の維持を図る。	予め廃用により飼養場所に余裕がある場合は、新規家畜の導入による増頭も可とする。
牛共通	①高能力受精卵の導入	繁殖牛へ高能力受精卵を導入して、繁殖改善、血統の更新等を図る。	高能力受精卵は新たに購入すること。
	②性判別精液の利用	性判別精液を活用して、後継牛や肉用牛を効率的に作出する。	性判別精液は新たに購入すること。
	③ゲノミック評価の実施	飼養牛のゲノミック評価を実施する。	評価機関は国内の事業者に限る。

畜種	項目	内容	事例・備考等
酪農	①後代検定事業への参加	後代検定事業に参加して調整交配に協力する。	
	②牛群検定事業への参加	牛群検定事業に参加する。	試行事業への参加でも可とする。
養豚	①繁殖管理技術向上に資する事項	豚の繁殖性を向上させる取組を実施し、繁殖率の向上を図る。	人工授精（精液性状検査、保温等の精液取り扱いに関する事項を含む）、早期妊娠鑑定（直腸検査法、超音波診断法等の母体に対する妊娠鑑定）、繁殖管理ソフトウェアの購入等
養鶏	①点灯管理技術の更新	夜間の照明点灯を実施し、短日期における産卵率低下を抑制する。	夜間照明の新設だけでなく、既存照明の LED 化等の高度化も可とする。
	②洗卵の実施	洗卵を通じて販売卵の衛生管理意識を向上し、販路拡大と経営安定に資する。	自動洗卵機の導入だけでなく、洗卵手順の作成と実施等でも可とする。
	③飲水ニップルの設置	夾雑物の入らない衛生的な飲水を確保することで、伝染病の蔓延防止と生産性の向上を図る。	

別記様式第1号（第4関係）

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付申請書

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業を別紙のとおり実施したいので、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4第1項の規定により、 円の交付を申請します。

注) 1 別紙として、別記様式1号の別紙1及び別紙2を作成し添付すること。

別記様式第1号の別紙1

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業

1 事業の内容及び事業費

事業項目	事業量	事業費	備考
		円	

注) 事業費に消費税及び地方消費税相当額が含まれていない場合は、その旨記載すること。

2 添付書類

誓 約 書

東 京 都 知 事 殿

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第 4 の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第 1 5 の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第 1 6 の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第2号（第5関係）

（番 号）

住 所
事業実施主体名

年 月 日付（第 号）で補助金の交付申請のあった飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金については、申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、これを承認し、下記により交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 補助金交付額

金 円

第2 補助金交付対象事業等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）項目、事業量、事業費は、申請書記載のとおりとする。

第3 事情変更による決定の取消し等

- 1 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

第4 承認事項

- 1 この補助金の交付決定を受けた者（以下「事業実施主体」という。）が、次のいずれかに該当する場合又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付 産労農振第 号。以下「交付要綱」という。）別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する事業費の変更(事業費の 20%を超える額の変更以外の軽微な変更を除く。)
 - (2) 補助事業の内容の変更をするとき。
 - (3) その他知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

第5 事故報告等

事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事故報告書(交付要綱別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

第6 補助事業の遂行命令

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行することを命ずる。
- 2 知事は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、事業実施主体に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第7 実績報告

- 1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書(交付要綱別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。第4の規定による事業の廃止につき知事の承認を得た場合も同様とする。
- 2 前項の実績報告書には、交付要綱別記様式第7号の別紙を添付するものとする。
- 3 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない状態で、交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない状態で、交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書(交付要綱別記様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第8 補助金の額の確定

知事は、第7の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通

知する。

第9 是正のための措置

- 1 第8の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 第7の規定は、前項の命令により事業実施主体等が必要な処置をした場合について準用する。

第10 補助金の請求

- 1 事業実施主体が補助金を請求しようとするときは、補助金請求書（交付要綱別記様式第9号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第11 補助金の概算払

- 1 知事は、事業の遂行に当たって必要があると認めるときは、第10の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 2 事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書（交付要綱別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、概算払を受けた場合にあっては第8の額の確定後、補助金概算払精算書（交付要綱別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

第12 決定の取消し

知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合には、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 事業実施主体（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- (4) その他交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第8の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

第13 補助金の返還

- 1 知事は、第3又は第12の規定により交付の決定を取り消した場合においては、事業実施主体に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第8の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第14 違約加算金及び延滞金

- 1 事業実施主体は、第12の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

第15 他の補助金の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第16 帳簿の整理保存

事業実施主体は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第17 申請の撤回

この補助金交付決定通知を受けた者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（事業実施主体の長） 殿

住 所
氏 名
電話番号

畜産経営緊急支援金交付申請書兼要件確認書

私は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく令和4年2月1日現在の飼養頭羽数の報告（以下、「定期の報告」という。）の頭羽数により畜産経営緊急支援金（以下、「支援金」という。）金 円を申請します。

（内訳）

畜種	単価	頭数	計
牛	50,400円		
豚	27,200円		
鶏	320円		
合計			

私は、定期の報告において収集された個人情報について、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急補助事業を実施する範囲においてその流用を認めます。

私は、定期の報告において報告した飼育家畜を、現在も継続して飼育している畜産経営者です。

私は、以下の①～③のうち該当する経営の状況に丸をつけ、これを証する書面を別紙のとおり添付します。

①年間の売上又は営業利益が前年と比較して90%を下回っている

②売上又は営業利益が前年同月と比較して50%以上減少している

③直近月の飼育に要する経費が前年の飼育に要する経費の平均額から15%以上増加している

私は、要綱別表2のいずれかに年度内に取り組みとともに、それを証する書面を保管し、いつでもその確認を受けることに同意します。

私は、支援金を受領するに際し虚偽の申告がないことを誓約します。これに反した場合は、事業実施主体に対し全ての支援金を返還します。

※添付書類（要件を証する書面、取組予定を示す書面）

別記様式第4号（第5関係）

年 月 日

（事業実施主体の長） 殿

申請者住所
申請者氏名
申請者の電話番号

畜産経営緊急支援金交付依頼書

畜産経営緊急支援金については、以下の金融機関への振り込みを依頼します。

金融機関名

支店名

口座番号 普通・当座

口座名義（カナ）

口座名義（漢字）

誓 約 書

(事業実施主体の長) 殿

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第 5 第 4 項の規定に基づく畜産経営緊急支援金交付依頼書を提出するに当たり、提出者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第 1 5 の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第 1 6 の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第5号（第7関係）

（番 号）
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業について、別紙のとおり変更（中止・廃止）したいので飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7の規定に基づき承認されたく申請します。

- 注） 1 別紙として、別記様式第5号の別紙を添付すること。
2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号の別紙

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業

1 変更（中止・廃止）の理由

2 事業の内容及び事業費

事業項目	事業量	事業費	備考
		円	

注1) 事業費に消費税及び地方消費税相当額が含まれていない場合は、その旨記載すること。

注2) 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

3 添付書類

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業に関する事故報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業について、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第8の規定により下記のとおり補助事業の事故報告書を提出します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

(1) 事業について

(2) 経費の支出について

3 今後の対応

別記様式第7号（第10関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業について、別紙のとおり実施したので、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10第1項の規定によりその実績を報告します。

注) 1 別紙として、別記様式7号の別紙を作成し添付すること。

別記様式第7号の別紙

1 事業の内容及び事業費

事業項目	事業量	事業費	備考
		円	

2 添付書類

別記様式第8号（第10関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業について、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第10第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（年 月 日付 第 号により通知した額の確定額）
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあった 飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金について、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第13第1項の規定に基づき補助金 円を請求します。

記

都補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了 年 月 日	備 考
円	円	円	円		

別記様式第10号（第14関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金について、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第14第2項の規定に基づき、下記により金 円を概算払請求します。

記

都補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了 予定 年 月 日	備 考
円	円	円	円		

別記様式第11号（第14関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあった飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金について、飼料価格高騰に伴う畜産経営緊急支援事業費補助金交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

概算払受高	確定額	精算額	戻入額	備 考
円	円	円	円	